

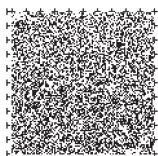
## 第5章 地域共生社会の推進

令和3年(2021年)4月1日に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)が施行され、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える複合化・複雑化した課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うこととなりました。

本市においては、「第4期下関市地域福祉計画・第4期下関市地域福祉活動計画」(計画期間:令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)まで)において、地域共生社会の実現を確実なものとするため、地域の一層の連携を図り、包括的な支援体制づくりを推進することとしており、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえ、重層的支援体制整備事業を推進します。

### ◀下関市の取組▶

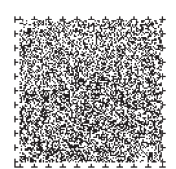
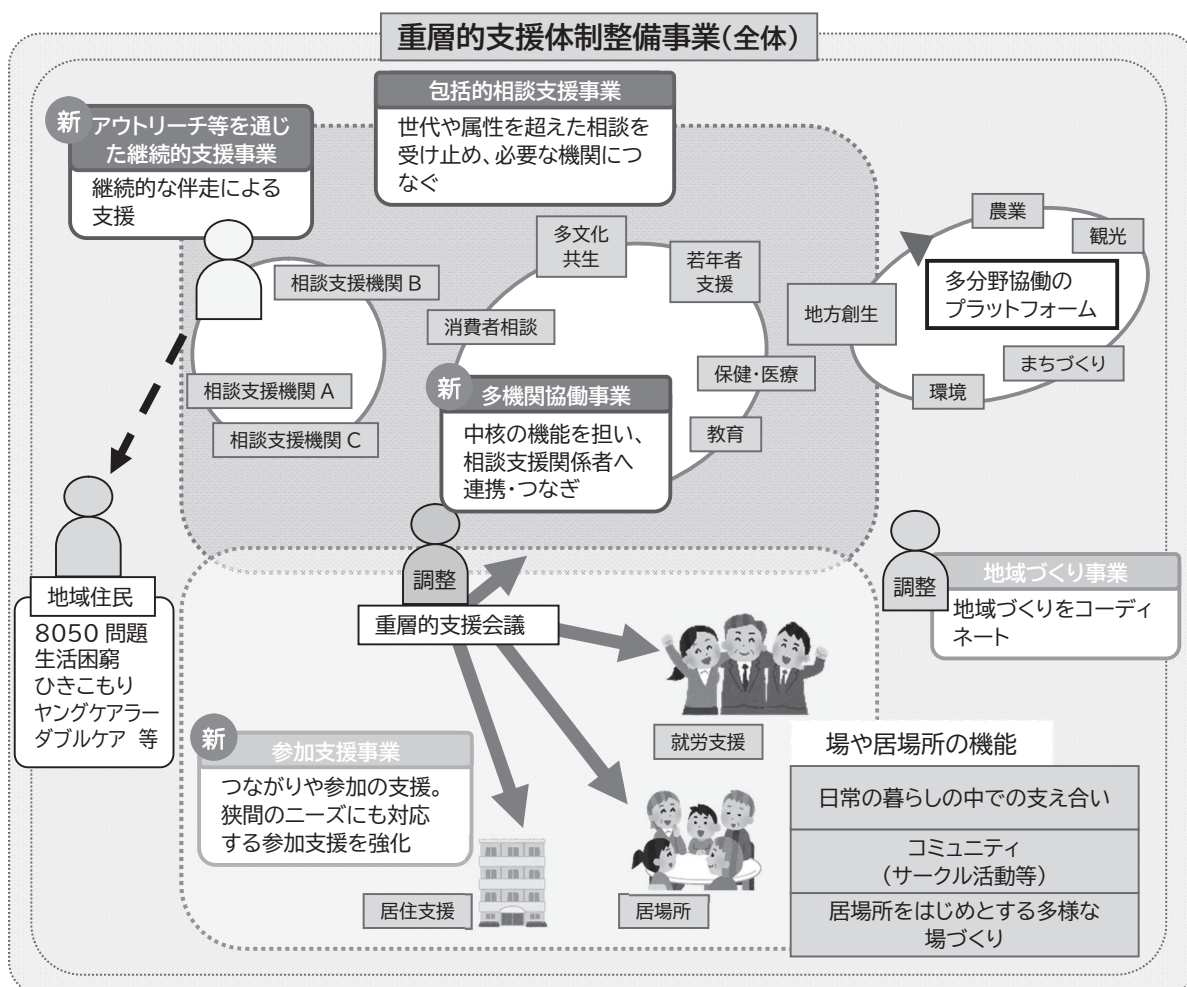
地域づくりに向けた支援
地域の関係機関・団体と連携し、市民同士が出会い、参加することのできる場や居場所づくり、地域のイベントを推進するとともに、多様な活動や場と市民とをつなげる体制づくりを推進します。
参加支援の推進
既存の制度では対応できないニーズに対応するため、地域資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う体制づくりを推進します。
相談支援の推進
介護、障害、子育て、生活困窮等の相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性に関わらず受け止める相談支援体制を整備します。
アウトリーチ等を通じた継続支援の推進
社会や人との関わりが困難な人など、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。
多機関協働事業の推進
複合的な課題に対応するため、関係機関・団体等との連携の円滑化を図るとともに、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、対応の調整を行う体制づくりを推進します。



～ 重層的支援体制整備事業 実施イメージ ～

(参考:厚生労働省資料)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複合化・複雑化した事例については多機関協働事業につなぎ、関係機関間の役割分担を図るとともに、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できる体制を整備します。
- 長期にわたるひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援を行います。
- 社会との関係性が希薄なため、社会参加に向けた支援が必要な相談者には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。
- 居場所や交流の場等の地域づくり事業を通じ、住民同士の支え合いの関係を育むとともに、地域における社会的孤立の発生や深刻化の防止を目指します。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。



# 1. 地域包括ケアシステムの推進のための体制整備

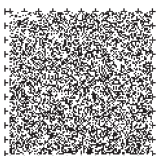
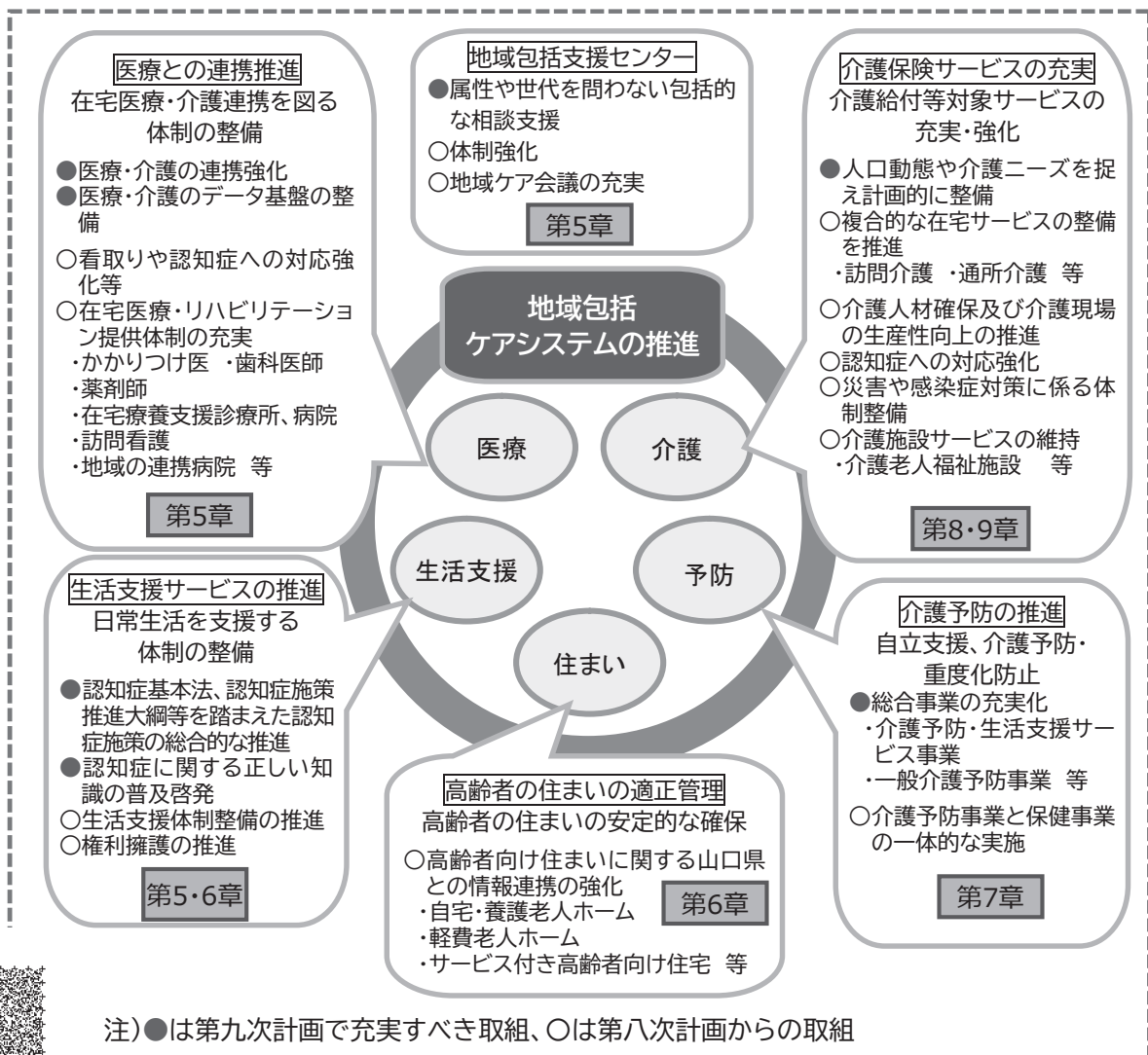
本市においては、第五次計画より地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、第九次計画期間にその構築を目指してきた令和7年(2025年)を迎えます。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができることを目的とし、「介護予防の推進」、「介護保険サービスの充実」、「医療との連携推進」、「生活支援サービスの推進」、「高齢者の住まいの適正管理」の5つの視点を踏まえ、生活上の安全・安心、健康を維持するための様々な福祉サービスを日常生活の場で適切に提供する地域での支援体制のことです。

基本指針では、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされています。

本計画では、地域で支え合う地域共生社会の実現に向け、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、地域包括ケアシステムをさらに推進します。

図表5-1 地域包括ケアシステムの概念図



## (1) 包括的な支援体制の整備

### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

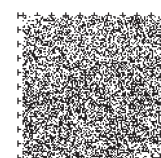
個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、相談支援における対応においても複合的な課題があるケースが多くなっており、その対応においては、本人や家族の社会的孤立、精神面の不調の問題等の福祉領域外の課題等が関係するケースがあります。

高齢者を取り巻く課題としても8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどが社会的な課題として挙がっています。

複合的な課題に対応するため、庁内における分野横断的な連携とともに、関係機関・団体等の連携体制の強化を図り、包括的な支援体制を整備します。

#### 【取組】

No.1	相談支援の推進	福祉政策課
<p>介護、障害、子育て、生活困窮等の相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性に関わらず受け止める相談支援体制を整備します。</p>		
No.2	必要な支援を行うための連携体制の構築	福祉部・こども未来部・教育委員会・保健部
<p>介護、障害、子育て、生活困窮、虐待、ヤングケアラー等の生活課題等について、関係機関や団体等との連携を強化し、実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐなど、相談支援体制の充実を図ります。</p>		
No.3	介護に関する複合的な課題への対応	長寿支援課・こども家庭支援課・教育委員会
<p>地域包括支援センター等で把握した、ヤングケアラーやダブルケアの状況にある家庭等の複合的な課題について、こども未来部、教育委員会等の関係部局や地域の関係機関と連携を図り、相談対応や必要な支援につなぎます。</p>		



## (2) 地域包括支援センターの機能強化

### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉をはじめ、地域の様々なサービスを活用し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援する地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たす機関であり、本市においては、12か所の地域包括支援センターと1か所のサブセンターを設置しています。

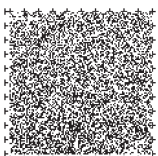
アンケート調査結果では、一般高齢者で地域包括支援センターを利用したことがある人は少なく、名前も知らないと回答した人が約3割いました。また、日頃、心配事や愚痴を聞いてくれる人や病気の時に助けてくれる人や相談する先がないという高齢者がいました。

今後も地域の課題解決に向けて地域ケア会議を推進するとともに、地域包括支援センターについてのさらなる周知、支援が必要になった際に利用につながるよう、日常生活においてつながる機会の充実を図ります。

さらに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談等を担うことが求められているため、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携を強化するとともに、対応するための体制を整備します。

#### 【取組】

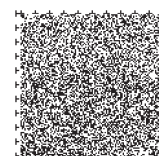
No.4	地域ケア会議の推進	長寿支援課
<p>[地域ケア個別会議・地域ケア圏域会議の充実]</p> <p>地域包括支援センターが中心となり、地域の課題解決に向け、地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議を開催します。</p> <p>また、地域ケア会議で把握した地域課題がその後どのように展開したか評価するためのフォローアップ会議の開催等を通じた支援や地域の体制づくりを行います。</p>		
<p>▶ 地域ケア個別会議の充実</p> <p>個別ケースの課題解決に向けた支援を検討するとともに、地域の関係者や介護支援専門員等の多職種によるネットワークを構築し、地域課題を把握します。</p>		
<p>▶ 地域ケア圏域会議の充実</p> <p>地域ケア個別会議を通じて把握された日常生活圏域における地域課題を地域の関係者と共有するとともに、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを検討し、圏域内の支援体制の整備を図ります。</p>		
<p>[地域ケア推進会議の充実]</p> <p>市が中心となり、地域包括支援センター運営協議会構成員等を交えた地域ケア推進会議を開催し、各日常生活圏域で蓄積された課題と有効な手法を共有するとともに、市全体の課題の明確化、施策への反映を図ります。</p>		



No.5	総合相談支援事業	長寿支援課
<p>地域の高齢者やその家族等へ、介護保険サービスにとどまらず、様々な支援を可能とするため、訪問や地域におけるネットワークを通じ、高齢者の心身の状況や家庭環境等について把握し、サービスに関する情報提供や継続的・専門的な相談支援等を行うとともに、相談窓口としての地域包括支援センターを周知します。</p> <p>また、分野横断的な連携を強化し、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するとともに、研修参加等により職員の資質向上を図ります。</p>		
No.6	包括的・継続的ケアマネジメント支援	長寿支援課
<p>地域の介護支援専門員が個々に解決できない困難な事例等の支援を行うとともに、居宅介護支援事業所連絡会の継続、医療機関や介護保険サービス事業者、地域の関係機関・団体等との連携体制を整備するなど、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。</p>		

**【評価指標】**

	令和5年度 (2023年度) 実績(見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域ケア個別会議開催回数	120回	144回	144回	144回



### (3) 在宅医療・介護連携の推進

#### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

今後、後期高齢者の増加にともない、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加することが見込まれており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

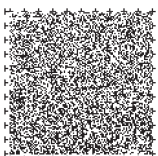
アンケート調査結果では、在宅で介護を受けている高齢者のうち約9割の高齢者が認知症や心疾患、筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)等、何らかの傷病があるという結果であり、高齢者が在宅での生活維持が難しくなっている理由として要介護度が重度の人で「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が約3割挙がっていました。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活を送ることができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害対応等の様々な局面において、地域における在宅医療と介護、その他の関係者の連携を推進する体制整備が重要です。

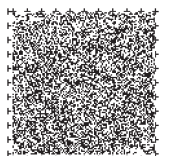
このため、下関市医師会の医療・介護連携推進室が中心となり、在宅医療・介護連携の体制強化を図るとともに、看取りや認知症の人への対応力強化、市民の理解を促進するための取組を推進します。

#### 【取組】

No.7	医療・介護連携推進協議会等を活用した医療と介護の提供体制の構築推進	長寿支援課
医療・介護連携推進協議会及び各専門部会等を通じて、本市における医療と介護の切れ目のない提供体制の構築に向けて課題解決の検討を行うとともに、関係者の情報共有を推進します。		
No.8	医療・介護等多職種の連携のための研修の実施	長寿支援課
医療や介護に関する地域課題についての研修会を行うと同時に、多職種を対象とした研修会を実施することで、相互理解や関係の構築を推進します。		
No.9	地域の医療・介護サービス資源の把握と周知	長寿支援課
地域の医療・介護サービス資源を把握し、関係者間で情報を共有することで、地域住民に対して円滑に支援が行えるよう努めます。また、必要時に資源集を更新し、その情報を関係者や市民に周知します。		
No.10	在宅医療や介護に関する情報の市民への普及啓発	長寿支援課
市民向けの講座や講演会の開催により、在宅医療と介護の連携や認知症施策等について、市民への情報提供や普及啓発を行います。		



No.11	看取り等の終末期ケアの推進	長寿支援課
<p>看取りやACP(Advance Care Planning)等も含めた医療や介護についての情報提供や普及啓発を行うとともに、専門職に対し、終末期のケアや医療に関する研修を行い、対応力の向上につなげます。</p>		





## 2. 認知症施策の推進

本市は、平成27年(2015年)3月に「下関市認知症の人を地域で支えるまちづくり宣言」を行い、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、容態に応じて適時適切に切れ目なくサービスが提供できる体制の構築に取り組んできました。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症基本法に基づき、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進します。

### 下関市認知症の人を地域で支えるまちづくり宣言

下関市は、認知症の人とその家族を地域全体で支え、市民が認知症の理解を深め、できる限り住み慣れた地域で自分らしく、笑顔で暮らし続けることができるよう、元気な下関市を目指し、認知症の人にやさしいまちづくりを推進してまいります。

平成27年(2015年)3月27日

下関市長

### (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発

#### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

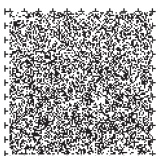
認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることが必要です。

地域の様々な機会において認知症に関する啓発を行うとともに、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成や地域で認知症に係るボランティア活動を行うオレンジボランティアの養成及び活動支援を行うとともに認知症に関する相談窓口である地域包括支援センター等の周知に努めます。

また、認知症の人本人からの意見を基に、認知症になっても希望をもって暮らすことができるよう、環境整備や地域の人々の理解につなげます。

#### 【取組】

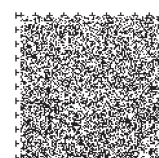
No.12	認知症に関する普及啓発・講座の開催	健康推進課
認知症に関する正しい知識の普及を図るため、講話会や出前講座等の健康教育やパネル展示等による情報発信を行います。		



No.13	認知症サポーターの養成	健康推進課
<p>認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域で認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」や小学生を対象とした「認知症キッズサポーター養成講座」を実施します。</p> <p>また、中学校や高校、認知症の人と地域で関わることが多いと想定される企業等に対して認知症サポーター養成講座の周知に努めます。</p>		
No.14	認知症ケアパスの活用と相談窓口の周知	長寿支援課
<p>できる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるように「認知症ケアに積極的なかかりつけ医」の一覧や「認知症の人を支える支援体制」、「認知症ケアのしくみ」を示した認知症ケアパスを地域住民や関係機関・団体等に広く配布し、普及を図ります。</p> <p>また、認知症ケアパスの活用により、早期対応の必要性について理解を促すとともに、適切な支援につながるよう相談窓口の周知に努めます。</p>		
No.15	認知症大会開催補助事業	長寿支援課
<p>認知症の普及啓発等を目的として開催される認知症大会について、開催に要する費用の一部を補助することにより、認知症に係る市民の意識の高揚、正しい知識及び理解の普及啓発、地域での予防活動等の推進を図ります。</p>		
No.16	認知症の人本人からの発信支援	長寿支援課
<p>認知症の人本人からの声を聞く機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。</p> <p>また、認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」をはじめとした本人発信支援の体制整備に努めます。</p>		

**【評価指標】**

	令和5年度 (2023年度) 実績(見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症サポーター人数	27,000人	令和8年度(2026年度)までに累計30,000人以上		
認知症大会参加人数	300人	700人	700人	700人



## (2) 認知症予防の推進

### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

国の認知症施策推進大綱における「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

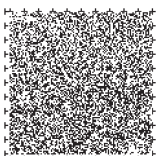
アンケート調査結果では、認知症の予防について多くの高齢者が関心をもっています。また、CPS(認知症機能障害程度)チェックリストを活用した認知症判定では、要介護認定を受けていない高齢者でもレベル3～6の「障害あり」の人の割合が1.3%、レベル1～2の「やや障害あり」の人の割合が18.8%となっています。

認知症の予防には、適度な運動、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会交流を続ける、家庭内や社会生活の中で役割をもつことなどが効果的であると言われています。

このため、認知症予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域における通いの場を拡充します。

#### 【取組】

No.17	認知症に関する普及啓発・講座の開催(再掲)	健康推進課
認知症に関する正しい知識の普及を図るため、講話会や出前講座等の健康教育やパネル展示等による情報発信を行います。		
No.18	通いの場等の充実	長寿支援課
地域において住民主体で行う介護予防のための「通いの場」における認知症予防を推進するとともに、地域で実施されているスポーツ教室や生涯学習の講座、地域住民の活動等の認知症予防につながる可能性のある各種活動を支援します。		



### (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の充実

#### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

認知症の人への医療・ケア・介護サービスは、認知症の人を尊重し、できる限り本人の意思や価値観に共感し、本人がもっている能力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人の慣れ親しんだ暮らし方や人との関係が継続できるよう、本人主体で行う必要があります。

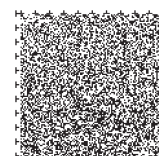
一方、認知症に関する相談窓口は、認知症の人やその家族を必要な医療や支援につなぐために重要ですが、アンケート調査結果では、認知症に関する相談窓口を知っている高齢者の割合は2割台と低く、3年前の調査結果より低下しています。また、在宅で介護をする家族等の介護者が今後不安に感じる介護について「認知症状への対応」の割合が高く、介護支援専門員が回答する在宅での生活の維持が困難になっている人の理由は、「認知症の症状の悪化」が上位となっています。

認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の連携をさらに強化するとともに、本人のなじみの人や民生児童委員など地域の関係者等との連携を図り、取組を推進します。

また、家族等の介護者の負担を軽減するため、介護サービスや生活支援等を適切に利用できる体制整備を行うとともに、認知症カフェ等を活用した取組を推進します。

#### 【取組】

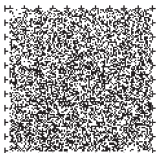
No.19	認知症初期集中支援チームの活動の推進	長寿支援課
<p>認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、観察・評価を行ったうえで家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、本人やその家族に必要な医療や介護等の支援につながるようサポートを行います。</p> <p>認知症初期集中支援チーム員会議等を通じて、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター等と連携を図り、活動の充実に努めます。</p>		
No.20	認知症地域支援推進員の活動の充実	長寿支援課
<p>認知症の医療や介護における専門的知識を有する認知症地域支援推進員を引き続き配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関の連携を図るとともに、認知症の人とその家族に対する相談支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。</p>		



No.21	認知症カフェの活動支援	長寿支援課
<p>認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェの設置や活動の継続に向けた支援を行います。</p> <p>また、効果的に運営が継続できるよう、認知症疾患医療センター等との連携により、認知症カフェ運営者のネットワークの構築を支援します。</p>		
No.22	家族介護者への支援	長寿支援課
<p>在宅で家族を介護している人を対象に、介護保険制度の基礎知識の他、介護する人、介護される人の双方の負担軽減を目指した介護ケアのスキルを身につけることなどを目的とした介護入門講座を実施します。</p>		

**【評価指標】**

	令和5年度 (2023年度) 実績(見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症カフェ設置数	23か所	25か所	27か所	29か所



#### (4) 認知症にやさしいまちづくりの推進

##### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めることが重要です。認知症の人の多くが認知症になることで買い物や移動、趣味活動等、地域の様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があります。

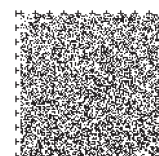
このため、認知症の人が自立して、かつ、安心して地域の人とともに暮らすことができる安全な地域づくりを推進します。

また、地域で認知症の人を見守る体制の整備やオレンジボランティア等の活動を認知症の人やその家族への具体的な支援につなげる仕組みづくりを推進します。

さらに、若年性認知症の人への支援とともに、認知症の人の社会参加を推進します。

##### 【取組】

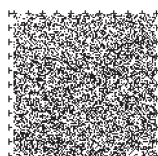
No.23	オレンジボランティアの活動の充実	健康推進課
認知症サポーター養成講座を受講後、地域で活動するオレンジボランティアの養成を行い、その活動の場を拡充するとともに、支援活動につなげる仕組みを整備します。		
No.24	見守りネットワークづくりの推進	長寿支援課
<p>地域包括支援センターが中心となり、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、地域住民等の関係者によるネットワークづくりを推進し、地域ケア会議等を活用し、徘徊のおそれなどのある高齢者等に対して地域の中での迅速な保護と普段の見守り体制の強化を図ります。</p> <p>また、認知症高齢者徘徊模擬訓練活動費補助事業及びメール配信事業等を活用し、地域で見守る意識を醸成します。</p> <p>[認知症高齢者徘徊模擬訓練活動費補助事業] 認知症への理解促進と見守り体制の構築を目的とした認知症徘徊模擬訓練活動を実施する団体を対象に、活動に要する費用の一部を補助します。</p> <p>[メール配信事業(認知症高齢者サポーターメール等)] 認知症による徘徊高齢者の早期発見・保護を目的として、認知症の人が行方不明になった際に、メールの受信登録者に情報提供を依頼するメール配信やラジオ放送での呼びかけを行います。</p> <p>[位置情報サービスによる認知症高齢者見守り支援事業] 徘徊のおそれがある認知症高齢者の家族等が、位置情報サービスによる見守りを行う場合に、認知症高齢者見守り支援機器(GPS機器)の購入又はレンタルに要する費用の一部を補助します。</p>		



No.25	若年性認知症の人への支援の充実	長寿支援課
<p>若年性認知症の人が、発症の初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下しても可能な限りできることを続けながら、適切な支援を受けられることができるよう、山口県に配置された若年性認知症支援コーディネーターと連携を図り、相談支援体制の整備に努めます。</p>		

**【評価指標】**

	令和5年度 (2023年度) 実績(見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
オレンジボランティア数	60人	令和8年度(2026年度)までに累計90人以上		
認知症高齢者徘徊模擬訓練実施回数	4回	4回	4回	4回
認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金交付件数	20件	20件	20件	20件



### 3. 高齢者の権利擁護の推進

#### (1) 権利擁護の推進

##### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが見込まれていますが、そのような高齢者が、各種手続きや金銭管理等を行うことが困難なことから、必要な支援やサービス利用につながっていないケースがあります。高齢者が住み慣れた地域において、尊厳をもち、安心して暮らし続けていくためには権利擁護の取組が重要です。

国においては、平成28年(2016年)5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)が施行、令和4年(2022年)3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度の利用促進に関する施策が進められてきました。

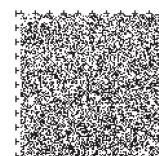
成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない高齢者等に対して、その高齢者等の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

本市においては、「下関市成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年(2022年)3月)を策定し、成年後見制度の利用をはじめとした権利擁護支援の体制を整備してきました。

計画に基づき、高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けられるよう、各種相談事業の充実を図るとともに、成年後見制度等の活用を促進します。

##### 【取組】

No.26	権利擁護の制度に関する普及啓発	長寿支援課
地域包括支援センターや社会福祉協議会、山口県の相談機関等と連携を図り、高齢者等からの権利擁護に関する相談に対応するとともに、権利擁護の制度に関する普及啓発及び情報提供の充実を図ります。		
No.27	成年後見制度の適切な活用の促進	長寿支援課・障害者支援課
「下関市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用支援及び普及啓発を推進するとともに、専門的な相談を受けられる体制を整えます。		
No.28	成年後見制度利用支援事業	長寿支援課・障害者支援課
成年後見制度の利用が必要な状況であるが、身寄りがいない等の理由によって申立てを行うことが困難な場合等、特に必要がある場合に成年後見制度の市長申立てを行います。 また、成年後見制度の利用を支援するため、一定の要件のもとで、家庭裁判所への申立費用や後見人等に支払う報酬について助成を行います。		





## (2) 高齢者虐待防止の取組の推進

### ◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(国公表)によると、全国的には高齢者虐待は依然として増加傾向にあります。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心として関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

#### 【取組】

No.29	虐待防止に関する普及啓発	長寿支援課
地域包括支援センター等を通じ、高齢者虐待防止に関するリーフレットの配布等で、虐待に当たる行為や原因、対策等の啓発を行うとともに、在宅サービス事業所の職員等を対象にした研修を実施するなど、周知に努めます。		
No.30	高齢者虐待防止ネットワークの強化	長寿支援課
<p>高齢者虐待防止ネットワークにおいて、情報の共有、早期発見、虐待を受けた高齢者の保護、養護者の支援等の適切な対応を行うため、高齢者虐待防止ネットワーク体制の見直しを行い、関係機関・団体等の連携強化を図ります。</p> <p>また、虐待の通報があった場合は、必要に応じて地域包括支援センターや警察等と連携し、事実確認や立入調査を行い、事情によっては措置による対象者の保護を行います。</p>		
No.31	養介護施設、養介護事業所における虐待の防止	長寿支援課・介護保険課
養介護施設、養介護事業所等での虐待については、施設等に対する虐待防止に向けた啓発に努めるとともに、入所者等の尊厳のある生活環境の確保、身体拘束ゼロに向けた取組を引き続き行います。		

#### 【評価指標】

	令和5年度 (2023年度) 実績(見込)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
虐待防止に関する研修開催回数	1回	1回	1回	1回

